

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億八千八百九十六万九千四百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所 取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所 取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千六百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所 取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億二千六百十四万七千六百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所 取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億四千三百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所 取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億八千七百十三万二千三百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-koku.jp>

令和八年八月二十四日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

四号室嶋本公認会計士事務所 取締役 嶋本 泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年四月二十日

掲載頁 五十六頁(号外第九十二号)

令和八年八月二十四日

東京都中央区新富一丁目一五番三号ジパン
グアウトソーシングサービス株式会社内
デジタル東京1特定目的会社
取締役 横倉 弘和

訂正公告

令和八年六月二十六日(号外第一四二二号)掲載
の決算公告(枠組)中、「(単位:千円)」とあるは
「(単位:百万円)」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月二十四日

群馬県前橋市本町二丁目一四番八号

東和銀リース株式会社
代表取締役 金井 利勝

訂正公告

令和八年八月十四日官報第一七六八号三十一頁
掲載の左記会社に係る吸収分割公告及び合併公告
中、(丙)の最終貸借対照表の開示状況に、「同年七
月九日付官報(号外第一五四号)八十七頁」とあ
るは「<https://www.cary.co.jp>」の誤りにつき訂
正します。

令和八年八月二十四日

東京都文京区小石川一丁目一番一号
(甲)株式会社ベスト・ロジスティクス
スパートナーズ
代表取締役 小谷 光司

兵庫県西宮市西宮浜一丁目四三番地
(乙)株式会社ケー・シー・エス
代表取締役 今村 堅

東京都文京区小石川一丁目三番一七号
(丙)キャリテック株式会社
代表取締役 岩田 秀和

訂正公告

令和八年七月二十八日(号外第一六八号)掲載
の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相
続人 亡 山本 月見」とあるは「被相続人 亡
山本 月美」の誤りにつき訂正します。

令和八年八月二十四日
広島市中区上幟町一番三三号ソフィアコート
上幟町三階
相続財産清算人 司法書士 江崎 諭

正 誤

令和八年三月三十日(号外第七十三号)公布内閣府令第十四号(保険業法施行規則及び金融サービ
ス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令)
(原稿誤り)
三四ページ改正後欄終りから一二行目から六行目までは次のとおりの誤り。

専業・兼業の別	該当
専業	
兼業	

(記載上の注意)

1. 「該当」欄は、該当する箇所を○を記載すること。
2. 日本標準産業分類の中分類における、保険業の業種のみ該当する場合には、「専業」と
すること。

同ページ改正前欄終りから六行目から二行目までは次のとおりの誤り。

専業・兼業の別	該当	兼業の場合には、主たる業種名
専業		
兼業		

(記載上の注意)

「該当」欄は、該当する箇所を○を記載すること。